

学校生活を楽しく安全に送るために

八王子市立城山中学校

生 活 指 導 部

中学校生活がスタートしました。学校生活を「安全・安心」に過ごすために、城山中学校の生活のきまりをお知らせします。

学校は、社会に出て生活するために必要な基本を身に付ける「学びの場」であり、一人一人が集団の一員として、考え、行動することが大切です。

このことから、学校では「自己判断力の育成」に主眼を置き指導してまいりますので、保護者の方々も御理解の上御協力のほどよろしくお願いします。

1 登校・下校、最終下校時刻

- (1) 登校 7:50～8:25 安全の為、自転車通学は行わない。
 - ① 登校後は朝読書を行う。家庭から単行本を持参する(マンガ、雑誌、ゲームの本など以外)。
 - ② 登校後は下校時までは学校の敷地から出ない。
- (2) 下校 清掃後、用事の無い生徒は速やかに下校。許可なく残留できない。
- (3) 最終下校時刻(校門を出る時間)

4月～9月	18:30
10月	18:00
11月～1月	17:30
2月・3月	18:00

2 欠席・遅刻・早退

- (1) Home & School を利用して、8:15までに保護者の方が欠席連絡を入れる。
 - ① 利用できない場合は、8:15までに保護者の方が電話連絡する。
 - ② Home & School は、体育の授業見学・携帯電話や貴重品の持参・けが等に伴う異装の届出、その他学校に連絡する際にも活用する。
- (2) 遅刻した場合は職員室で「遅刻者カード」をもらってから教室に行き、教科担当の教員に渡す。
- (3) 早退する場合(病気、けが)は、学校から保護者に連絡する。
 - ① 生徒は、帰宅後、必ず学校に帰宅の連絡を入れる。

3 授業

- (1) 休み時間中に、教科準備、教室移動を終わらせ、チャイム前着席をする。
- (2) 授業前後のあいさつをきちんとする。「お願いします。」「ありがとうございました。」

4 休み時間

- (1) 次の授業の準備、教室移動をする。他教室、他学年の階へは立ち入らない。

5 飲み物

- (1) 水、お茶、スポーツドリンクとし、水筒に入れて持参する。
 - ① ペットボトルの場合は必ずホルダーに入れる。(ゴミの持ち帰り、ホルダー使用のルールが守られない場合はペットボトルの校内持ち込みができなくなる。)

6 貴重品と不要物

- (1) 貴重品・お金などは持参しない。
- (2) 学習に必要なものは持参しない。
(例)菓子類、ゲーム類、マンガ、雑誌等の娯楽品、スマートフォン等私物の IT 機器

- (3) 必要があつて持参する場合は、事前に保護者の方が学校に連絡し、登校後すぐに担任に預ける。
 ① 当日は朝学活時に担任に預け、下校時に受け取る。事前申請・許可なく持参した場合は不要物として学校で預かり、保護者連絡の上、保護者に来校して取りに来ていただく。

7 服装

- (1) 標準服を着用 A 型 紺ブレザー、灰無地ズボン、白ワイシャツ、ネクタイ、リボン
 (1) 標準服を着用 B 型 紺ブレザー、灰無地スカート、白ワイシャツ、ネクタイ、リボン

夏服 A 型	ワイシャツ、標準ズボン
B 型	ワイシャツ、標準スカート・ズボン ※白・紺ポロシャツ可

- (2) 標準服は学校指定のものを着用する。変形して着用しない。
 ① スカートの丈は膝丈程度とする。短くなった場合は長期休業等の時期を利用して直す。ブレザーの腕まくりをしない。
 (3) 登下校時や儀式・朝礼などの全体が集う場面ではブレザーを着用する。校内ではブレザーを脱いでもよい。ズボンやスカートの中にシャツを入れる。
 (4) 靴下の色は白または黒・紺・グレーの単色とし、無地またはワンポイント程度の柄のものを着用する。儀式や指定された日にくるぶしソックスなど、その場にふさわしくない物は着用しない。
 (5) 冬服の時期は、防寒のためベスト、セーター、カーディガンの着用を認める。色は白・黒・紺・灰・茶とする。フード付きパーカー類は着用しない。なお、身体に合ったサイズのものを用いる。なお、パーカーの着用は認めない。
 (6) 冬季、登下校時に標準服の上に防寒着（コート類）を着用してもよいが、校内では許可無く着用しない。
 (7) 休日の登校時、下校後の再登校時も標準服・ジャージを着用する。ジャージの中は指定の体育着を着用する。体育着の取り扱いに関しては体育の授業に準ずる。
 (8) けがなどで標準服の着用ができない場合は、保護者から学校に連絡する。

8 頭髪・身なり

- (1) 中学生らしい頭髪、身なりとし、清潔にする。奇抜な髪型にはしない。特別に手を加えない。
 ① パーマ・染色・脱色・エクステなど、中学校生活になじまない行為は行わない。
 (2) ハーフアップにはしない。
 ① 詳細は体育の授業で説明。ピン・髪ゴムは黒、紺、茶とし、装飾のついていないものとする。
 (3) 色つきリップ・マニキュア・化粧、ピアス（透明なものを含む）、腕輪、指輪などの装飾品や装身具は着用しない。

9 靴

- (1) 上履き
 ① かかとを踏まずに着用する。
 ② 忘れた場合は職員室で貸し出し用上履きを借りる。
 (2) 外履き
 ① 運動にも安全に使用できる靴を使用する。

10 その他

- (1) 防災頭巾をカバー付きで持参。自席に置き、非常時に備える。
 (2) 公共物を大切に扱う。破損した場合はすぐに教員に報告し、「破損届」を提出する。破損状況によっては、弁償になることもある。
 (3) 傘は昇降口に置く。取り違いや、いたずら防止のために必ず記名する。
 (4) 保健室の利用（別紙参照）
 ① 「保健室利用カード」を教科担当か学年担当の先生にもらってから来室すること。
 ② 保健室の利用目的
 ア 応急処置を受け、その日の学校生活を続行する。
 イ 何らかの原因で体調が急変し早退するために家庭へ連絡する。
 ③ 症状の見極めと家庭連絡等を含め、利用時間は上限 1 時間とする。
 (5) 髪は肩に掛かる長さ以上はひとつ又はふたつにしっかりまとめる。実験や作業等がある場合は肩に掛からない長さでも、安全上必要な場合はまとめる。